

—九州の未来を担う子どもたちに—
一般財団法人 九電みらい財団
平成29年度 次世代育成支援活動への助成 募集要項

1 趣 旨

九電みらい財団では、少子高齢化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもたちの育成環境が大きく変化する中、九州の未来を担う子どもたちの健やかな成長を応援するため、九州各地で次世代育成支援活動に取り組まれている諸団体に対する助成事業を実施いたします。多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。

2 募集する活動

以下の要件を満たす活動を募集いたします。

- 九州地域において、非営利団体が、子どもたちの健全育成や子育て世帯の支援に向けて取り組む以下のような活動

【子ども達への支援活動】

体験を通じて、子どもの社会性や協調性、規範意識などを育むこと、及び九州地域を大切にする子どもの育成を目的とした活動

(活動事例)

- ・ 地域の方から歴史や文化（郷土芸能や伝統工芸）を学び、地域の方とともに伝統芸能や伝統工芸を体験する活動
- ・ 農林漁村への民泊などを通じて、九州の農林漁業の大切さや仕組みを学ぶ活動
- ・ 地域の多様な世代とのもの作り体験を通して、世代間交流を体験する活動

【子育て世帯への支援活動】

共働き世帯や非正規雇用の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て世帯を取り巻く厳しい状況を緩和することを目的とした活動

(活動事例)

- ・ 経済的困難を抱える世帯の児童への学習支援活動
- ・ 育児に悩む子育て世帯への支援活動
- ・ 親に対する子どもの健全な食生活への支援活動

※ 上記の活動事例は、あくまで例として記載していますので、創意工夫あふれる応募をお待ちしております。

※ 子どもたちの対象年代は、概ね高校生までを対象とします。

※ 自然体験等の環境分野のみの活動は対象外とします。

(対象とならない活動)

- ・上記の募集する活動要件に該当しない活動
- ・営利を目的とする活動
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- ・政治や宗教に関わる活動

- 官公庁や他企業等、他の補助金や助成金の併願も構いませんが、団体ホームページ、ポスター及びチラシ等には、本財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記していただくようお願いします。

3 助成対象団体

- **九州地域で活動する非営利団体**（法人格の有無は問いません。）
 - ・原則、応募の日までに1年以上にわたり継続的に活動していること
 - ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること
 - ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと
- 非営利団体とは、当助成制度においては、以下の団体を言います。
 - ・特定非営利活動法人（NPO）、財団法人等の非営利活動を行う法人
 - ・ボランティアサークルなどの社会貢献活動を行う任意団体（但し、会員数5名以上で規約や会員名簿を整備しており、組織的に活動をしている団体）

4 活動期間

- **活動期間は平成29年4月1日（土）～平成30年3月31日（土）とします。**平成30年4月1日（日）以降の活動は、あらためて応募いただくこととなります。
なお、同じ活動内容での助成は、最長3年までとします。

5 助成金額と件数

- **1件名あたりの上限金額は100万円（助成件数20件程度）**
（助成金総額1,400万円以内）
- 応募いただいた内容によっては、活動予算書に記載されている金額を調整する可能性があります。その際は相談させていただきますので予めご了承ください。
- 助成の対象は活動に直接要する経費であり、組織運営のための管理費（団体の役員、事務局長、専従スタッフの人件費等）は対象外となります。

6 助成対象費目

- 助成対象費目は、活動に必要な次の費目とします。

助成対象費目	内 容 (例)
謝礼金	外部講師等に支払う謝礼金
旅費	打合せや活動当日の移動にかかる旅費、外部講師の旅費
消耗品 ・材料購入費	消耗品・材料等の購入費（ただし、1個当たりの単価が5万円未満で、活動に必要不可欠なもの）
活動PR費	パンフレットやポスター等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
保険料	傷害保険料等
使用料（会場費）	会場使用料、設備使用料、リース料等
人件費	活動に必要なスタッフの人件費
その他	上記区分以外で、活動に必要不可欠な経費と認めるもの

- その他については、ボランティアスタッフの飲食費（お茶、弁当代）も対象とします。
- 当助成によって団体の新たな資産となるような費用（例：施設整備や備品購入費）は対象外とします。

7 応募方法

- 以下の当財団ホームページからダウンロードした応募書類に必要事項を記入のうえ、貴団体の今年度の「事業計画書」「収支予算」、前年度の「収支報告」を添えて、以下の宛先までご郵送ください。
(URL⇒<http://www.kyuden-mirai.or.jp/support/2017/boshu.html>)
- ご不明の点がありましたら、必ず事前にお電話でご相談ください。
- 応募に係る経費は全て貴団体の負担となります。
- 提出された資料は返還しませんのでご了承ください。

宛先：〒810-8720 福岡市中央区渡辺通二丁目1-82
一般財団法人 九電みらい財団 行
(九州電力株式会社 地域共生本部地域共生グループ内)
お問い合わせ先：092-982-4627 (9:00~17:00) 土日・祝日を除く

【 提出書類 】

- ① 様式1：活動計画書
- ② 様式2：活動予算書

- ③ 様式 3 : 団体概要
- ④ 様式 4 : 役員、職員 (活動関連者) 名簿

【 添付資料 】

- ⑤ 今年度の事業計画書・収支予算書、前年度の収支報告 (法人の場合は、理事会等で承認された活動計算書／注記含む、財産目録等)
 - 上記①～⑤の提出書類、添付資料のほか、より具体的に内容を把握させていただくため、活動内容が分かる既存の資料 (団体パンフレット、チラシ、過去の活動の写真、行政が活動を紹介したパンフレットなど) がある場合、提出資料に添付ください。
 - また、解決すべき課題の現状について参考となる資料 (各種データ資料、新聞記事など) がある場合は、可能な範囲で結構ですので添付をお願いします。

応募受付期間

平成 2 8 年 1 2 月 1 日 (木) ～平成 2 9 年 1 月 1 5 日 (日) 消印有効

8 選考方法

以下の観点をもとに、外部の有識者を交えた選考委員会での審議を経て助成団体を決定します。

- 活動の目的が、当助成の目的にかなうもので、明確であるか
- 計画的にスケジュールが組まれているか
- 活動予算が適正な積算で組まれているか
- 活動効果を見込めるか
 - ・ 活動で求める成果が確実に得られるか
 - ・ 受益者の状況の改善度、満足度が向上するか
 - ・ 地域への波及効果が期待できるか など

※ 審査の際、応募内容について、電話でのヒアリング等をさせていただく場合があります。

9 結果の発表

- 平成 2 9 年 3 月末を目途に、採択された応募者に対して文書でお知らせします。(助成決定団体のみ連絡します。) また、本財団のホームページでも助成決定団体を公表いたします。
- 審査の経緯や決定の理由については、採択の結果に関わらず、お問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

10 助成金の支出

- 覚書の締結・預り証の受領
事前に覚書を締結のうえ、この覚書にもとづき助成金の支出を行います。
助成金の入金後、速やかに預り証の発行をお願いします。
- 収支報告
活動終了後は、活動報告書の提出とともに、活動にかかった費用の領収証等の提出をお願いします。活動費用が助成額に満たない場合は、戻入をお願いすることとなりますので、ご留意ください。

11 決定後にお願いすること

- ホームページ、ポスター及びチラシ等へ、本財団のロゴを使用するとともに本助成による活動である旨を明記
- 本財団による活動時の取材や当財団ホームページ掲載等への協力
なお、本財団のホームページにおいて活動を広くPRさせていただくとともに、一般の方々から応援メッセージを送っていただいたり、Web投票を実施したりする予定です。
- 活動終了後、活動報告書の提出（活動終了後1か月以内又は平成30年3月31日（土）のいずれか早い日にちまでの提出をお願いいたします。）

12 奨励金の贈呈について

- 活動終了後は、選考委員会において活動成果を基本に、応援メッセージの内容やWeb投票の状況も考慮し、3件程度に奨励金を贈呈させていただきます。

【個人情報の取扱いについて】

- 応募用紙に記載いただきました氏名、年齢、所属機関・部門、役職、連絡先、電子メールアドレス、事業協力者、プロジェクトメンバーの氏名、年齢、所属機関、役職等につきましては、「個人情報保護に関する法律」に則り個人情報として厳正に管理し、以下の目的に限り利用します。
 - 1) 応募に対する審査及び審査結果の通知
 - 2) 助成決定後の諸手続きの連絡
 - 3) 助成団体決定の公表（団体名、活動名、所在地、団体HPアドレス）
 - 4) 当財団内管理業務

以上